

# 広島市立学校屋内運動場空調設備整備に関する公募型サウンディング調査実施要領

## 1 調査の目的

本市の学校施設の屋内運動場においては、空調設備が整備されていないため、夏季の授業や部活動などの暑さ対策が課題となっています。また、屋内運動場は、災害時の地域住民の避難所、選挙の投開票所、地域住民のスポーツ活動や行事等の場として広く活用されており、そうした利用者への配慮も重要であることから、本格的な空調設備の整備の検討を進めているところです。

本調査は、空調設備が未整備となっている屋内運動場について、事業方式や事業内容、事業スケジュールなどの事業条件について、事業の担い手となることが期待される民間事業者の皆様から、広く意見等を求める目的で実施します。

## 2 対象施設

屋内運動場一覧（別添資料参照）

## 3 本市が示す対話事項

- (1) 早期の空調設備整備に役立てる事業手法について
  - ア 従来方式（直工）による手法
  - イ PFI等の一括発注方式による手法
  - ウ その他の手法やアイディア
- (2) 提案の手法において地域経済の活性化を実現できるアイディアについて
- (3) 空調設備（空調方式・熱源など）、断熱方法について
  - ア 早期に効率よく整備が可能となる空調設備、断熱方法
  - イ 避難所等であることを踏まえた、望ましい空調設備
  - ウ 空調設備整備する為に必要な施工等の条件
- (4) 提案の空調設備整備にかかる1棟あたりに必要な設計期間、施工期間について
  - ア 空調設備整備のみを実施する場合
  - イ 空調設備整備・断熱改修を実施する場合
- (5) 空調設備整備にかかる1年あたりに設計・施工が完了できる棟数について
  - ア 空調設備整備のみを実施する場合
  - イ 空調設備整備・断熱改修を実施する場合
- (6) 空調設備整備にかかる「2 対象施設」の全てに空調設備整備が完了できる年数について
  - ア 空調設備整備のみを実施する場合
  - イ 空調設備整備・断熱改修を実施する場合
- (7) 空調設備整備及び断熱改修にかかる概算費用について
  - ア 空調設備整備のみを実施する場合
  - イ 空調設備整備・断熱改修を実施する場合
  - ウ 従来方式（直工）以外の手法が含まれる場合は、従来方式（直工）との比較
- (8) 貴社の本事業に対する御関心・参画意欲について
  - ア 貴社の御関心・参画意欲についてお聞かせください。
  - イ 参画にあたって課題・懸念があればお聞かせください。
- (9) その他参加者からの提案等

※空調設備整備に当たっては、受変電設備の改修を含むものとします。

#### 4 調査スケジュール

内容	期間
実施要領等の公表	令和8年2月16日（月）
参加希望の申込期限	令和8年2月27日（金）15時まで
提案書の提出期限	サウンディング調査実施日の3営業日前まで
サウンディング調査の実施	令和8年3月9日（月）～令和8年3月13日（金）
実施結果の公表	令和8年3月下旬（予定）

#### 5 調査対象者

学校施設の屋内運動場における空調設備の整備に関心を有する法人又は法人のグループを対象とします。ただし、下記のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当する者。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (3) 参加申込書提出時点で、営業停止処分又は本市の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けている者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしていない者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 最近1年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者。

#### 6 参加申込方法

- (1) 申込書類  
様式1「サウンディング調査参加申込書」
- (2) 申込期間  
令和8年2月16日（月）8時30分から令和8年2月27日（金）15時まで
- (3) 申込方法  
様式1「サウンディング調査参加申込書」を電子データ（Microsoft Word形式）で作成し、「問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付してください。なお、送付の際のメール件名は「サウンディング調査への参加申込【事業者名】」としてください。  
なお、参加申込書の提出があった事業者の担当者宛てに、令和8年3月4日（水）までに対話の実施日時や場所等について、メールで連絡します。

## 7 提案書の提出方法

- (1) 提出書類  
様式 2 「広島市立学校屋内運動場空調設備整備に関する提案書」
- (2) 提出期間  
サウンディング調査実施日の 3 営業日前の 17 時までに御提出ください。
- (3) 提出方法  
「問い合わせ先」のメールアドレス宛に送付してください。なお、送付の際のメール件名は「サウンディング調査の提案書【事業者名】」としてください。

## 8 調査の実施方法

- (1) 実施期間  
令和 8 年 3 月 9 日（月）から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで
- (2) 実施場所  
参加者宛に別途通知します。
- (3) 実施方法  
参加者毎に、事前に提出された提案書等の内容に基づいて対話を行います。
- (4) 所要時間  
参加者あたり 1 時間程度（予定）
- (5) その他
  - ア 本調査は、原則、対面での実施となります。
  - イ 本調査に参加する人数は原則 4 名以内でお願いします。5 名以上の参加を希望される場合は、「10 問い合わせ先」の担当者まで御連絡ください。
  - ウ 提案書以外の資料を使用される場合には、本市職員用に 5 部の準備をお願いします。

## 9 留意事項

- (1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い
  - ア 本調査への参加実績は、今後の事業への参加資格条件及び評価対象になるものではありません。
  - イ 本市及び提案者とともに、本調査での提案内容（個別対話時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。
  - ウ 提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。
- (2) 費用等  
本調査への参加に要する費用については、参加する事業者の負担とします。本市による費用の徴収又は対価の支払はありません。
- (3) 追加調査等への御協力  
必要に応じて、追加の調査やアンケート等を行う場合には、可能な範囲で御協力をお願いします。
- (4) 調査結果の公表  
ア 調査の実施結果については、概要を本市のホームページで公表する予定です。公表に当たっては、事前に提案者宛に公表内容の確認を行います。

イ 提案者の名称、知的財産権に係る内容は原則公表しません。なお、「広島市情報公開条例」に基づく  
公文書開示請求があった場合は、提案者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において公開する場合が  
あります。

## 10 問い合わせ先

広島市教育委員会総務部施設課

住 所：広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 広島市役所北庁舎5階

電話番号：082-504-2472

E-mail : kyo-shisetsu@city.hiroshima.lg.jp

担当者：松本、響